

安来市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び安来市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

安来市長 田中武夫

安来市規則第 27 号

安来市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び安来市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(安来市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 安来市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 16 年安来市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

(安来市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 安来市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年安来市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。